

令和2年度 クリエイティブ人材誘致事業補助金募集要項

1 趣旨

鹿児島市では、本市の都市機能の集積を生かし、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業（注1）の振興を図るとともに産業集積を促進するため、首都圏等に集中しているクリエイティブ人材（注2）が本市へ移住（注3）した場合に、移住に要する経費に対して補助を行います。

注1) 「クリエイティブ産業」とは、デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人間が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業を指します。

注2) 「クリエイティブ人材」とは、3の(1)の表の対象業種に該当する事業を行っている者で、本市のクリエイティブ産業の振興に資する者を指します。

注3) 「移住」とは、鹿児島市外に直近1年以上居住した者が、定住する意思を持って鹿児島市内に居住することを指します。

2 募集内容

補助対象区分	補助対象経費
(1) 移住に係る交通費用	補助対象者及びその家族（注4）の移住に係る交通費のうち次に掲げる経費とし、交通費用は鹿児島市職員に適用される旅費規定を用いて算出する。 ・ 鉄道賃 ・ 船賃 ・ 航空賃 ・ 車賃
(2) 事業所改修費用及び設備投資費用	事業所（注5）改修及び設備投資に係る費用のうち、次に掲げる経費とする。 ①事業所改修費用 ・ フローリング張替費用 ・ 壁紙張替費用 ・ 照明設置費用 ・ 給排水設備改修費用 ・ 防音工事費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が認めるもの ②設備投資費用 ・工作テーブル購入費用 ・工具、机、椅子購入費用 ・業務用パソコン、ソフトウェア購入費用 ・映像、音声制作機器購入費用 ・インターネット、プロバイダ回線工事費用 ・その他市長が認めるもの
--	---

※ 補助対象区分(1)(2)を募集します。なお、(1)(2)は重複して応募することはできません。

注4) 「家族」とは、配偶者、父母、子、兄弟姉妹及び配偶者の父母を指します。

注5) 「事業所」とは、3の(1)の表の対象業種に該当する事業の用に供する施設を指します。

3 応募資格

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者（ただし、役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人の代表者等は対象者から除く。）とします。

(1) 下表に掲げるクリエイター、プロデューサー（注6）又はディレクター（注7）とします。

区分	対象業種	具体的な事業例
クリエイター	情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
	映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等
	デザイン	グラフィックデザイン、WEBデザイン、建築・設計デザイン、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
	芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等
プロデューサー 又はディレクター	全業種	本人は創作活動を行わないが、クリエイターとともにビジネスを行う者

注6) 「プロデューサー」とは、映像・音楽・広告作品などの制作活動の予算調達や管理、制作全般を統括する者で、制作物の商業的な成否について責任を持つ者を指します。

注7) 「ディレクター」とは、制作物の作品としての質に責任を持つ者で、企画・立案・制作に
関与して業務全般をつかさどる者を指します。

(2) 次の①～③のいずれかに該当する者として。

① 移住後に本市に主たる事業所を設ける個人事業者又は移住後に本市に主たる事業所を設ける法人の代表者で、いずれも常時使用する従業員の数が2名以下であること。ただし、情報通信業の場合は、常時使用する従業員の数は5名以下とします。

② 本市に事業所のある個人事業者又は本市に事業所のある法人に、3の(1)の表に規定するクリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして就職する者

③ 3の(1)の表に規定するクリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして首都圏等の企業に勤務する者で、本市においてテレワーク(注8)を行う者

(3) 本市のクリエイティブ産業の振興に資する者であること。

(4) 補助金交付決定日以降に移住及び事業所改修や設備投資に着手し、令和3年3月31日までに完了できる者であること。

(5) 納期の到来している市税を完納していること。

注8) 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、働く場所によって「自宅利用型テレワーク(在宅勤務(注9))」、「モバイルワーク(注10)」、「施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務(注11))」の3つの形態を指します。

注9) 「在宅勤務」とは、勤務先には出勤しないで自宅を就業場所とする勤務形態で、勤務先とはパソコンとインターネット、電話、ファックスで連絡を取る働き方を指します。

注10) 「モバイルワーク」とは、パソコンや携帯電話などを使い、移動中(交通機関の車内など)や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方を指します。

注11) 「サテライトオフィス勤務」とは、勤務先以外のオフィススペースや遠隔勤務用の施設を就業場所とし、パソコンなどを利用した働き方を指します。

4 募集期間

- 令和2年4月1日(水)から令和3年3月5日(金)までの期間内で、随時、受け付けます。ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。
- 直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、6ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。

- 郵送の場合は、簡易書留で、6ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（令和3年3月5日（金）必着）。

5 補助額及び補助率

(1) 補助額

1件あたりの限度額は次のとおりとします。

- ① 移住に係る交通費用 : 1件あたり10万円を限度とします。
- ② 事業所改修費用及び設備投資費用 : 1件あたり15万円を限度とします。

※①②は併給不可

※3の(2)の②③に該当する者は、「移住に係る交通費用」のみを対象とします。

(2) 補助率

補助対象経費の金額の3分の2以内

※ただし、(1)の②の事業所が住居を兼ねている場合、補助金の額は補助対象経費の金額の2分の1以内

6 選定件数

- (1) 移住に係る交通費用 : 5件程度
- (2) 事業所改修費用及び設備投資費用 : 3件程度

7 応募方法等

- (1) 3ページの「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。

① クリエイティブ人材誘致事業補助金応募用紙（様式第1又は様式第2）

※移住に係る交通費用の補助金申請の場合、様式第1をご提出ください。

※事業所改修費用・設備投資費用の補助金申請の場合、様式第2をご提出ください。

※補助対象となる費用（交通費用等）を証する書類を添付してください。

（例：航空運賃を証する書類として、航空会社ホームページのハードコピーなど。

事業所改修費用を証する書類として、フローリング張替費用の見積書など）

② クリエイティブ人材誘致事業補助金活動計画書（様式第3）

※作品資料および解説として、必要な書類を添付してください。

③ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第4）

④ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）

⑤ 住民票（発行後3か月以内の原本、世帯員全員分のもの）、法人の場合は代表者の世

帯員全員分の住民票)

- ⑥ 直近の事業年度の確定申告書の写し（法人の場合は法人登記簿謄本、定款及び直近の事業年度の決算書）

※決算書は「貸借対照表及び損益計算書」の写しで結構です。

- (2) 提出書類の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出書類は、補助対象者の選定及び選定後の実績の確認以外の目的で使用することはありません。

8 申請から補助金の交付までの流れ

(1) 申請

補助金応募用紙など必要な書類を提出します。

※申請前に移住した場合、補助を受けられません。

(2) 審査

- 提出書類に基づき、資格要件や活動内容、本市のクリエイティブ産業の振興への貢献などを審査し、補助対象者を選定します。
- 審査結果は個別にご案内します。（申請後14日程度で補助金交付決定通知書を申請者に郵送予定）

(3) 移住

- 補助金交付決定通知書が届いてから（補助金交付決定の日以降に）、移住してください。
※補助金交付決定日より前に移住した場合は、補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 事業所改修や設備投資に着手するのも、補助金交付決定の日以降になります。

(4) 実績報告

移住後に、実績報告書等（住民票、領収書、就業証明書等）必要な書類を提出します。

(5) 移住の確認、補助金確定通知

実績報告書などで移住を確認し、補助金確定通知書を送付します。

(6) 補助金の請求、交付

- 補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。
- 補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

9 その他

- (1) 国又は県等から、経費の一部に対し補助金等の交付を受けている場合は、国等の補助対象

となった経費を控除した額が、市の補助対象経費となります。

(2) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくことになります。

(3) 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

- 補助対象の内容（ただし、補助対象の内容に関係がない軽微な変更であると認める場合を除く。）

(4) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。

- ① 当該年度の末日までに移住しなかったとき、又は事業所改修や設備投資が完了しなかったとき。
- ② 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
- ③ 応募又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
- ④ 応募又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ⑤ 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

(6) 移住完了後は、実績報告書を提出していただきます。移住を証するものとして、住民票や領収書、写真、就業証明書（様式第6）等も添付していただきます。

(7) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、移住完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該目的に従って効率的に運用してください。対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上のものとします。

(8) 取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、その収入の全部又は一部を市に納付していただくことが必要です。

10 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市 産業創出課 担当：道添

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

ホームページ：<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

メールアドレス：san-sansou@city.kagoshima.lg.jp